

「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例」のポイント

平成 21 年 3 月 5 日 宮城県議会

総 則

1 目的（第一条関係）

コンパクトで活力あるまちづくりを推進する上で特定大規模集客施設の立地場所及び地域貢献活動が特に重要

市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定める

活力ある地域経済の発展を図り、
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与



2 定義（第二条関係）

コンパクトで活力あるまちづくり 地域の特性、伝統及び文化を生かし、地域の生活環境の保持に配慮しつつ、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導並びに道路、上下水道その他の公共施設の有効活用及び適切な配置誘導をすることにより環境への負荷が少なく、暮らしやすく、及びにぎわいのある地域社会を構築することをいいます。

特定大規模集客施設

集客施設（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物）であって、

床面積の合計が一平方メートルを超えるもの
又は
店舗面積の合計が六千平方メートルを超えるもの

特定大規模集客施設の判定

		店 舗 面 積	
		6,000 ㎡以下	6,000 ㎡ 超
床 面 積	10,000 ㎡以下	×	
	10,000 ㎡ 超		

劇場・映画館・演芸場・観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分の面積に限ります。

立地誘導地域 次のいずれかに該当する地域又は区域をいいます。

- イ 都市計画法の「近隣商業地域」及び「商業地域」（ただし「立地誘導除外地域」を除きます。）
- ロ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する「認定中心市街地の区域」又は「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」
- ハ 特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域として、市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域その他規則で定める地域

特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域として、市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域をいいます。

地域貢献活動 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動で、集客施設を設置している者（「集客施設の設置者」）が、当該集客施設が所在する地域において行うものをいいます。

国，地方公共団体を除く

3 県の責務（第三条関係）

県は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、市町村との緊密な連携を図りつつ、市町村の区域を超えた広域的な見地により特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地を誘導し、及び地域貢献活動を促進するために必要な措置を講ずるものとします。

4 基本方針（第四条関係）

知事は、市町村の区域を超えた広域的な見地からコンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければなりません。



特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導

5 特定大規模集客施設の新設に関する届出等新設の届出（第六条～第七条関係）

特定大規模集客施設の新設 をする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければなりません。



- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 施設の名称 | 7 新設予定地の用途地域 |
| 2 設置する者の氏名又は名称及び住所（法人にあつては代表者の氏名） | 8 土地の区画形質の変更及び新設に係る建築物の新築等に着手しようとする日 |
| 3 新設をしようとする土地（「新設予定地」）の所在地及びその敷地の面積 | 9 営業を開始しようとする日 |
| 4 施設の用途 | 10 平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域（それらの算出根拠） |
| 5 用途に供する部分の床面積の合計 | 11 新設予定地を選定した理由 |
| 6 店舗面積の合計 | 12 その他規則で定める事項 |

この届出には次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければなりません。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1 基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解 | 3 集客予定区域の所在する市町村における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解 |
| 2 立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解 | 4 公共交通機関及び交通手段の状況 |
| | 5 地域貢献活動計画の概要 |

この届出は建築確認等に係る申請、届出その他の手続の前に行うよう努めなければなりません。

届出を受けた知事は、概要などを公告し、縦覧に供するとともに、関係する市町村長に通知して届出の写しなどを送付することになります。

ただし新設予定地が立地誘導地域内にあるとき等は、届出をする必要はありません。

既存の建築物の床面積や用途を変更したことにより特定大規模集客施設となる場合も「新設」となります。**既存施設も対象**

市街地再開発事業の施行に伴い新設するとき、国又は地方公共団体が新設するときなどを含みます。（第七条関係）

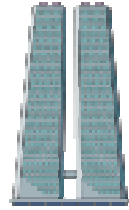
6 営業開始後に増床する場合（第六条第六項関係）

新設・既存の特定大規模集客施設が対象

特定大規模集客施設の営業を開始した日（既存施設の場合は条例の施行の日）における床面積又は店舗面積を超えて、床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、特定大規模集客施設の新設とみなします。

新設とみなされることにより、第六条第一項の新設届出が必要となります。

「一定面積以下の増床について除く」とする規則は、条例施行時まで知事が定めます。



7 変更の届出（第八条）・中止の届出（第九条関係）

特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、届出に係る床面積又は店舗面積を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、新設届出者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければなりません。

営業を開始する日までの間にその他の届け出事項を変更したときも、遅滞なく知事に届け出なければなりません。

新設をしないこととしたとき（中止）も、遅滞なく知事に届け出なければなりません。



8 説明会の開催等（第十条関係）

特定大規模集客施設の新設の届出をした者及び変更の届出をした者（以下「新設届出者等」といいます。）は、届出の公告から二か月以内に、立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内で、届出内容などを周知させるための説明会を開催しなければなりません。

説明会の終了後遅滞なく、説明会で述べられた意見の概要及びその意見についての新設届出者等の見解を知事に報告しなければなりません。

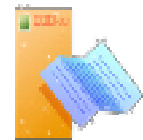


9 市町村の長等の意見等（第十一条関係）

知事は、新設の届出又は面積変更の届出の公告から四か月以内に、立地市町村長及び隣接市町村長から、届出の内容について、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければなりません。

上記以外の市町村長及び住民等は、届出の公告の日から四か月以内に、知事に対し、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を述べるすることができます。

知事は、立地市町村長及び隣接市町村長から聴取した意見及びそれ以外の市町村長及び住民等から述べられた意見を新設届出者等に通知するものとし、これらの意見の概要を公告し、縦覧に供しなければなりません。



意見を述べるに当たって勘案すべき事項があります（第十一条第三項及び第四項）。

住民、事業者及び商工関係団体、NPO 団体その他民間の団体をいいます。

10 知事の意見等（第十二条関係）

知事は、新設の届出又は面積変更の届出の日から六か月以内に、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地から、意見がある場合には「知事の意見」を新設届出者等に対して述べるものとし、意見がない場合にはその旨を通知するものとします。

また、意見を述べた場合はその意見の概要を公告し縦覧に供するとともに、意見がないことを通知した場合はその旨を公告します。

「知事の意見」が述べられた新設届出者等は、その知事の意見に対する「見解及びその理由」を知事に報告しなければなりません。

「見解及びその理由」について報告を受けた知事は、この報告の概要を公告し、縦覧に供しなければなりません。

知事は、意見を述べようとする場合及び意見を有しない旨を通知しようとするときは、市町村長や住民等によって述べられた意見を勘案するとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

11 知事の勧告等（第十三条関係）

知事の意見に対する「見解及びその理由」が「知事の意見」を適正に反映しておらず、かつ、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずべきことを新設届出者等に対し「勧告」することができます。

また、勧告をしたときは、その勧告の内容を公告し、縦覧に供しなければなりません。

知事の「勧告」を受けた新設届出者等は、「勧告についての対応及びその理由」を遅滞なく知事に報告しなければなりません。

「勧告についての対応及びその理由」の報告を受けた知事は、報告の概要を公告するとともに、この報告を縦覧に供しなければなりません。

あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

12 着手制限（第十四条関係）

次に定める日以後でなければ、新設届出者等は新設届出や面積変更届出に係る部分の工事に着手してはなりません。

- ・ 「意見がない」旨を知事が通知した日
- ・ 「勧告しない」旨を知事が通知した日
- ・ 「勧告」を知事が通知した日

知事は、新設届出者等がこの規定に違反して工事に着手したときは、「工事の中止勧告」をすることができます。



このほか、特定大規模集客施設の新設届出をすべき者がその届出をしないで工事に着手したことを知事が知ったときは、知事は直ちに「工事の中止」を勧告し、「新設届出をすべきこと」を命じなければなりません。

13 公表（第十五条関係）

知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わなかったとき等は、その旨を公表することができます。



このほか「新設届出をすべきこと」を命じられた者が届出をしなかったとき、又は新設届出者が虚偽の届出をしたときも、その旨を公表することができます。

公表をしようとするときは、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければなりません。

14 営業開始の報告（第十六条関係）

新設届出者等は、当該届出に係る特定大規模集客施設の営業を開始したときは、知事に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければなりません。

地 域 貢 献 活 動

15 集客施設の設置者による地域貢献活動の実施（第十七条関係）

新設・既存の集客施設 が対象

集客施設の設置者は、地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況を、当該集客施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとします。

地域貢献活動の具体例や公表方法例などについては、知事が別に定めます。



面積にかかわらず、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物をいいます。

既存施設のほか、これから新設する集客施設も含まれます。

16 地域貢献活動計画（第十八条関係）

新設・既存の特定大規模集客施設が対象



特定大規模集客施設を設置している者は、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする「地域貢献活動計画」を、その期間が開始する日までに作成し、知事に提出しなければなりません。ただし、最初の地域貢献活動計画の提出期限は次のとおりです。

既存の大規模集客施設の場合	新設の大規模集客施設の場合
条例の施行の日から三月を経過した日の属する事業年度からの計画を、条例の施行の日から三月を経過した日までに作成し、知事に提出しなければなりません。	その特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度からの計画を、営業を開始する日までに作成し、知事に提出しなければなりません。

「地域貢献活動計画」の提出を受けた知事は、その内容を公表するものとします。

地域貢献活動の具体例などについては、知事が別に定めます。

17 地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項（第十九条関係）

新設の特定大規模集客施設が対象

新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成に当たって、開催した説明会において述べられた意見及び第十一条の規定により通知された内容に配慮するものとするものとします。

18 地域貢献活動計画の変更（第二十条関係）

新設・既存の特定大規模集客施設が対象

地域貢献活動計画を提出した者は、当該地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに変更後の地域貢献活動計画を作成し、知事に提出しなければなりません。

19 実施状況の報告（第二十一条関係）

新設・既存の特定大規模集客施設が対象

地域貢献活動計画を提出した者は、毎事業年度、前事業年度分における地域貢献活動の実施状況について知事に報告しなければなりません。

実施状況について報告を受けた知事は、報告の内容を公表するものとします。



特定大規模集客施設を新設する者にあつては営業を開始する日の属する事業年度を除き、既存の特定大規模集客施設を設置している者にあつては条例の施行の日から三月を経過した日の属する事業年度を除きます。

20 市町村が制定する条例との関係（第二十二条関係）

新設・既存の特定大規模集客施設が対象



地域貢献活動に関して制定する市町村条例が、県条例の趣旨に即したものであり、県条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認める場合には、条例を制定した市町村の区域内においては、特定大規模集客施設の設置については、第十八条から第二十一条までの規定は適用しません。

ただし、この特定大規模集客施設の敷地が複数の市町村にわたる場合はこの限りではありません。

審議会・雑則・附則

21 審議会の設置(十三条～第二十七条関係)

知事の諮問に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導等に関し調査審議するため、「宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会」を置きます。



委員は、優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命します。

22 報告の徴収(第二十八条関係)

知事は、この条例の施行に必要な限度において、新設届出者等に対して、特定大規模集客施設の新設又は変更その他必要な事項についての報告を求めることができます。



23 委任(第二十九条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

24 附則

施行日

第6条～第22条、第28条は平成22(2010)年1月1日から施行します。

第1条～第5条、第23条～第27条、第29条は平成21(2009)年4月1日から施行します。

経過措置

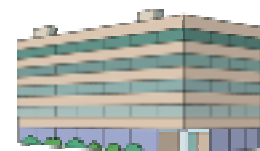
新設の特定大規模集客施設が対象

この条例の施行の際現に特定大規模集客施設の新設について建築確認等に係る申請、届出その他の手続が行われている特定大規模集客施設の新設については、新設届出は不要です。(附則第二項)

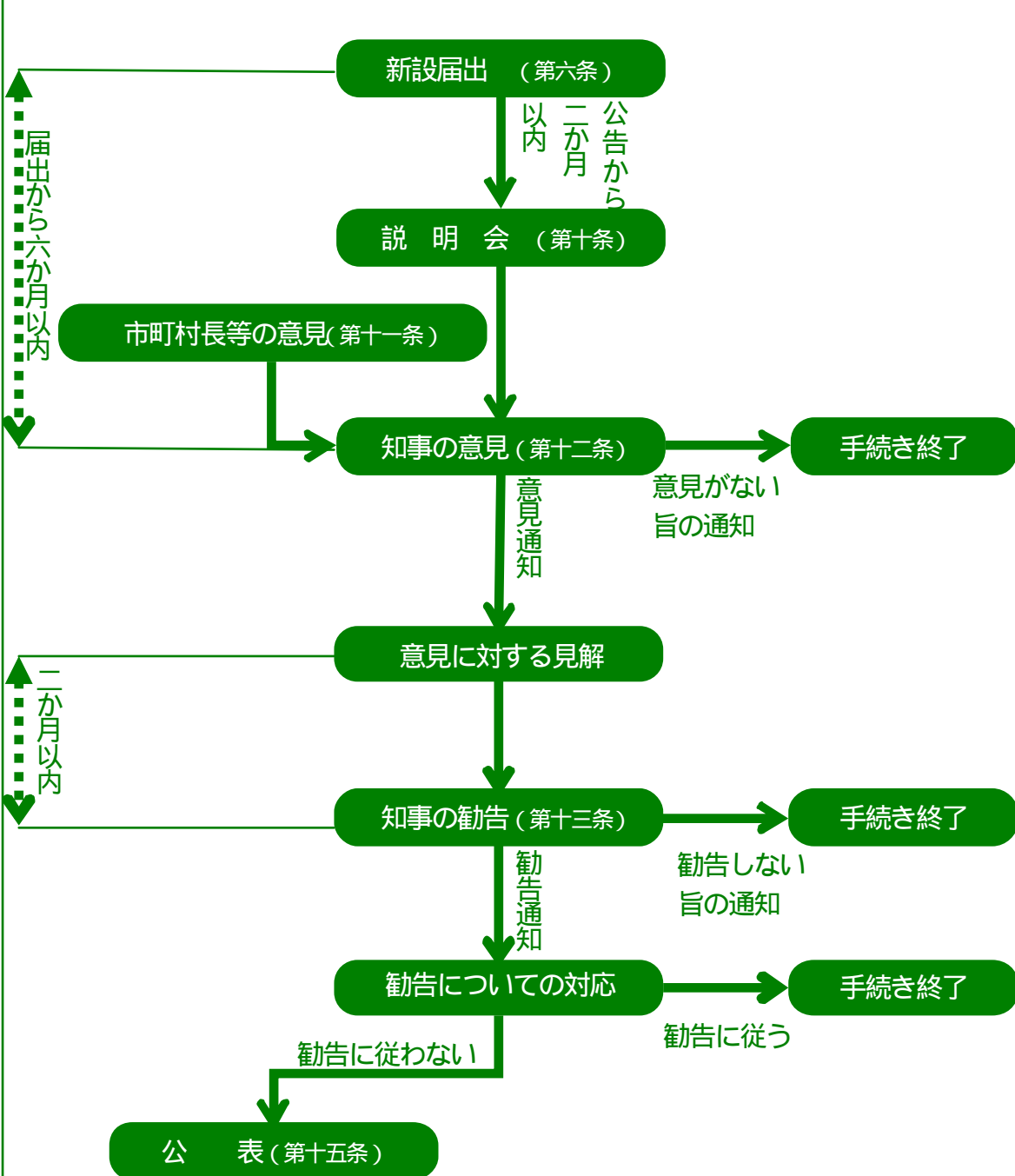
ただし「地域貢献活動計画」等は提出しなければなりません。

また、この特定大規模集客施設の新設後、営業を開始した日における床面積又は店舗面積を超えて床面積又は店舗面積を増加させる場合(規則で定める場合を除く。)は、特定大規模集客施設の新設とみなします。(附則第三項)

新設とみなされることにより、第六条第一項の新設届出が必要となります。



特定大規模集客施設の新設届出手続きの流れ



地域貢献活動計画 (第十八条)・実施状況の報告 (第二十一条) の流れ

